

議案第 9 2 号

玉丘史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉丘史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日提出

加西市長 西 村 和 平

玉丘史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

玉丘史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成12年加西市条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

加西市史跡公園の設置及び管理に関する条例

第1条中「玉丘史跡公園」を「加西市史跡公園」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
玉丘史跡公園	加西市玉丘町76番地
笹塚公園	加西市北条町古坂7丁目217番地

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(審議資料)

笹塚古墳及び笹塚公園を平成 31 年 4 月 1 日から史跡公園として供用を開始するため、所要の改正を行うもの。

【概要】

名称：笹塚公園

位置：加西市北条町古坂 7 丁目 217 番地